
体験の機会場の認定制度

事例集

平成 26 年 3 月

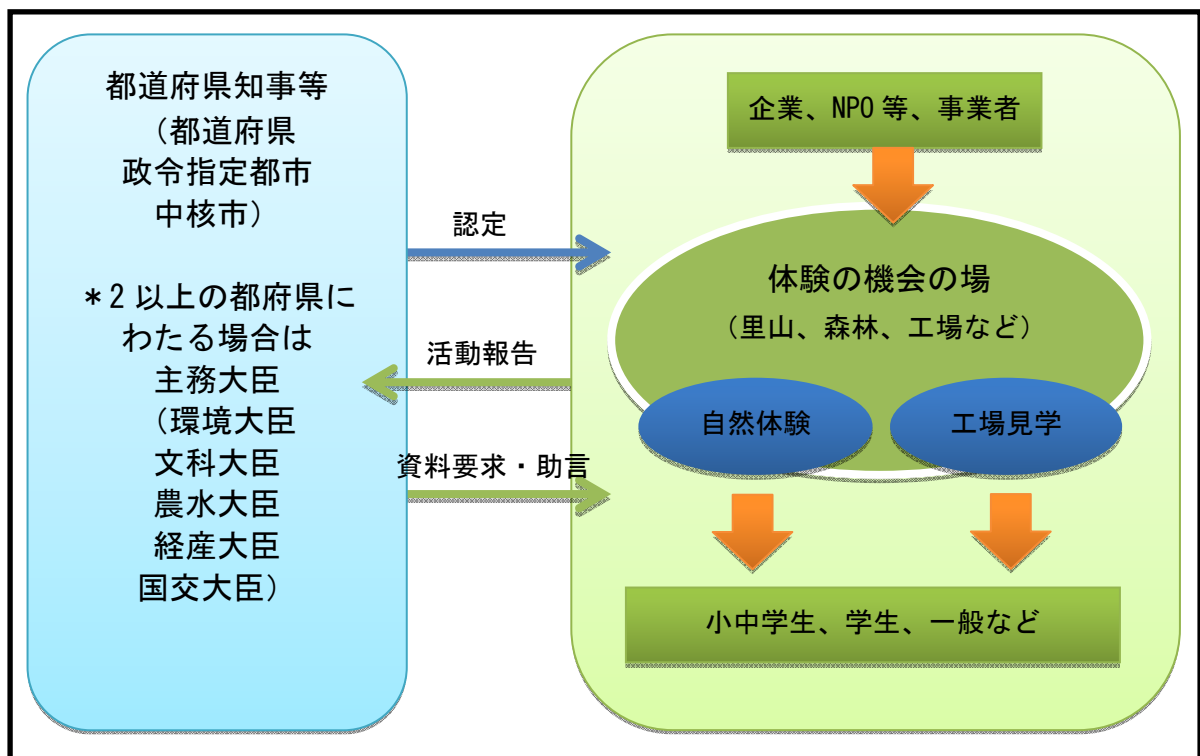
環境省

目次

1 体験の機会のある場認定制度の概要.....	1
2 認定事例	2
■ 認定事例 1 山梨県.....	3
■ 認定事例 2 川崎市.....	12
■ 認定事例 3 埼玉県.....	21
3 体験の機会のある場認定制度 Q&A.....	27
4 付録	33
■ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）（抜粋）	33
■ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規 則（平成 16 年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交 通省・環境省令第 1 号）（抜粋）	37

1. 体験の機会の場認定制度の概要

体験の機会の場認定制度は、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事の認定を受けることができる、という制度です。（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 第20条）



イメージ図

出典：環境省ホームページ <https://edu.env.go.jp/files/system03.pdf> を基に作成

2. 認定事例

認定事例 1 山梨県

認定事例 2 川崎市

認定事例 3 埼玉県

認定事例 1 山梨県

認定事例

【清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林】の概要

【認定事業者の概要】	
団体名	公益財団法人キープ協会
所在地	山梨県北杜市
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境保全及び環境教育の研究と教育・普及に関する事業 2. 高冷地での農業生産及び地域農作物の高付加価値化に関する事業 3. 青少年をはじめ多様なコミュニティを対象に、体験、研修、合宿を提供する事業 4. 国際交流・協力及び地域社会の活性化に関する事業 5. 幼児の育成と子育てに関する事業
【体験の機会の場 認定内容】	
認定場所	清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林
事業（活動）の内容	自然体験や実習を通じてインタープリテーションの考え方や手法を学ぶ（清里インタープリターズキャンプ）
認定事業の対象者	16歳以上（自然学校や国立公園のスタッフ、学生、森林活用を目指している企業の社員など） 各回定員 30名
主な利用者	学生、企業人、NPOスタッフ、自然学校関係者
認定プログラムの分野	自然体験
認定取得時期	平成24年12月
認定の経緯	法律改正後、山梨県側から打診があった。
【認定事業のポイント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般募集型のプログラム「清里インタープリターズキャンプ」を定期的で開催しており、個別にプログラム実施の申込みをしなくてもよいので、参加しやすい。 ■ 宿泊施設や農場、森林など、様々な体験が可能な場を併せ持っている。 	

清泉寮紹介パンフレット

施設概要
 ● 所在地 長野県茅渚町(旧松本) 清泉寮
 ● 本館 茅渚町茅渚(旧松本) 清泉寮(100名収容)
 ● 別館 茅渚町茅渚(旧松本) 清泉寮(100名収容)
 ● 別館 茅渚町茅渚(旧松本) 清泉寮(100名収容)

清里インタープリターズキャンプ
 自然と人、人と人をつなぐ「インタープリテーション」の手法や考え方を、野外での体験や実習を通して楽しく学ぶ、参加体験型のセミナーです。

＜第49回・入門編＞
 開催日：5月3日(土)～5日(月・祝)
 講師：増田 直広(環境教育事業部事業部長)
 一般 33,000円/学生 29,000円【2泊6食込】

＜第50回・入門編＞
 開催日：11月1日(土)～3日(月・祝)
 講師：増田 直広(環境教育事業部事業部長)
 一般 33,000円/学生 29,000円【2泊6食込】

＜第51回・体験学習法編＞
 開催日：2015年1月10日(土)～
 1月12日(月・祝)
 講師：津村 俊充(南山大学)
 増田 直広(環境教育事業部事業部長)
 一般 41,000円/学生 35,000円【2泊6食込】

※また、第52回・スキルアップ編を2015年2月開催で予定しております。

SEISEN-RYO 清泉寮
 〒390-0211 長野県茅渚町茅渚1-1-1
 TEL 0551-48-2111 FAX 0551-48-2999
 0551-48-2111
 インターネット予約システム
<http://www.seisenryo.jp>
seisen-f@keep.or.jp

公益財団法人キープ協会

インタープリターズキャンプ プログラム

インタープリターズキャンプの様子



認定事業者の声

自治体に認定を受けると信用力が生まれること、また、申請時に自治体の担当者
 とやり取りなどをするので、今後のためのネットワークを築くことができると
 思います。

山梨県による認定手続きの概要

1. 認定制度の広報・普及

■ 山梨県ホームページへの掲載

山梨県 体験の機会の場の認定制度

http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/kankyokyoiku_nintei.html

■ 広報誌での紹介

広報誌において、認定事例の紹介と同時に環境教育等促進法を紹介している。

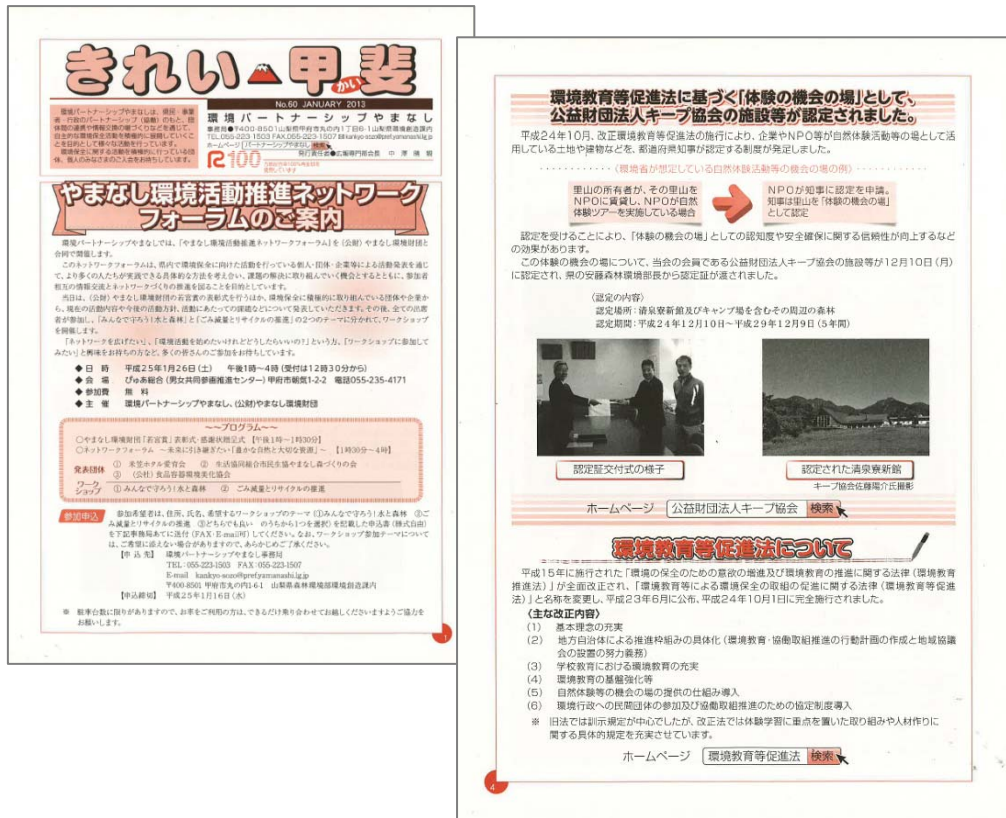
① 『きれい甲斐第 60号 2013年1月』

<http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/documents/kireikai60.pdf>

作成：環境パートナーシップやまなし¹

配布対象：環境パートナーシップやまなし 167 会員

(平成 25 年 4 月 1 日現在 108 企業・団体、59 個人)



¹ 環境問題の深刻化する中、一人ひとりが役割に応じた活動を始めること、また、多様化する活動の中で、団体間の連携や情報交換の場として、県民・事業者・行政のパートナーシップ（協働）のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的として、平成 9 年に設立された。

② 『YEE かわらばん 4 2013 年 2 月』 (小・中学校向け情報チラシ)

http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/documents/yeekawaraban4_1.pdf

作成：山梨県森林環境部環境創造課

配布対象：県内の小中学校

作成時の注意：

小中学校あてに送付する YEE かわらばんでは、教員だけでなく、子ども達も読みやすいように、親しみやすい字体を使用している。



山梨県森林環境部環境創造課からのお知らせ 2013. 2. 21

学校行事で清泉寮に行ったこと、ありますか？

なぜ唐突にそんなことをお聞きしたかというと、平成 24 年 10 月に完全施行された環境教育等促進法 (※1) で新たに定められた「体験の機会の場」として、北杜市の公益財団法人キープ協会の清泉寮新館などが認定されたからです。

「体験の機会の場」の認定制度とは、土地又は建物の所有者等が当該土地等を自然体験活動等の場として提供し、一定の基準を満たす場合には、都道府県知事の認定を受けることが出来る制度です。

山梨県は平成 24 年 12 月 10 日付けで、同協会の「清泉寮新館及びキャンプ場を含むその周辺の森林」を認定しました。

同法に基づく認定は、当事例が全国で初めてでした。ご存知のとおり、山梨県は豊かな自然に恵まれています。この自然を活かした環境教育の実践にぴったりの清泉寮。来年度の校外学習等で訪れてみてはいかがでしょうか？



清泉寮新館
PHOTO：(公財) キープ協会佐藤陽介氏

環境教育等促進法とは？

同法の前身の環境教育推進法 (※2) は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、人材の育成等について一定の役割を果たしてきました。その後、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の「協働」の重要性の拡大、ESD (持続可能な開発のための教育) の動きや学校教育における環境教育の関心が高まり、環境教育をなお一層充実させる必要があったことから、平成 23 年 6 月 15 日に公布され、平成 24 年 10 月 1 日に完全施行されました。

主なポイント

- (1) 基本理念の充実
- (2) 地方自治体による推進枠組みの具体化 (環境教育・協働取組推進の行動計画の作成と地域協議会の設置の努力義務)
- (3) 学校教育における環境教育の充実
- (4) 環境教育の基盤強化等
- (5) 自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入
- (6) 環境行政への民間団体の参加及び協働取組推進のための協定制度導入

※ 旧法では訓示規定が中心でしたが、新法では体験学習に重点を置いた取り組みや人材作りに関する具体的規定を充実させています。

※1 正式名：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
※2 正式名：環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

■ やまなし環境教育等推進行動計画

山梨県では、環境教育等促進法に基づき、「やまなし環境教育等推進行動計画」を策定しており、環境教育を推進するための県の施策の一つである、「環境学習の機会の場」の提供の方策として、「体験の機会の場」の認定を位置づけている。

環境教育等促進法 第8条（都道府県及び市町村の行動計画）

第8条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする。

やまなし環境教育等推進行動計画

第4章 環境教育を推進するための県の施策

3 環境学習の機会の提供

（略）自然観察会やエコツアーリズムなどの自然体験、ものづくりやサービス提供などの現場での社会体験の場として環境教育に活用される土地や建物を自然体験活動などの体験の機会の場として認定します。

https://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/kankyokyouiku_koudoukeikaku.html

2. 認定時の留意点

■ 事務処理要綱の整備

申請を受けるにあたり、

- ・ 『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行に係わる山梨県事務処理要綱』

http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/documents/nintei_youkou.pdf

を作成した。本要綱では、体験の機会の場認定制度に係わる規定のほか、同法において促進される協働取組に関連して、県との協働取組を行う際の申出についても「協働取組の申出等」（第9条）、及び「協定の届出等」（第10条）として規定されている。

■ 現地確認

上記の事務処理要綱第8条では、現地確認について以下のように定められている。

「第8条 認定を受けようとする者又は認定民間団体等は、事業の内容又は施設の状況の確認等必要に応じ知事が当該体験の機会の場に職員を立ち入らせるときは、特別な理由がない限り協力するものとする。」

■ 安全基準の考え方

① 参加者及び実施者の安全確保については、

- ・ 安全確保のための計画やマニュアルが定められていること
- ・ 安全管理体制が整備されていること
- ・ 危険箇所の表示があること
- ・ 事業者が責任を果たすことができる対策（保険等）がなされていること

等を認定要件としている。

② 事業が行われる土地又は建物の安全確保については、

- ・ 定期的な安全点検を実施
- ・ 危険がある場合は、危険回避のための措置が講じられていること
- ・ 定期的な清掃や補修が計画を定めて実施されていること

を認定要件としている。

■ 教育委員会への協議

教育委員会教育庁の関連する課（義務教育課、高校教育課、社会教育課）に事前に説明した上で、認定の起案文書を回議している。

■ 適切なプログラムの考え方

「体験の機会の場」で実施されるプログラムについては、

- ・ プロセス（関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成）を意識したものであること
- ・ 知識の習得に終わらず、体験を重視するものであること
- ・ 自発的な意思を引き出すことを意識したものであること

に重点を置き、審査している。

3. 山梨県による認定事例の広報・普及

■ 山梨県ホームページへの掲載

山梨県 体験の機会の場の認定制度のページにおいて、認定制度の手続き等の内容に加え、認定状況を紹介している。

http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/kankyokyoiku_nintei.html

■ 広報誌での紹介

広報誌においても、環境教育等促進法と同時に認定事例を紹介している。詳細については、上記、「1. 山梨県による認定制度の広報・普及」の項目を参照。

■ 『きれい甲斐第 60 号 2013 年 1 月』

<http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/documents/kireikai60.pdf>

■ 『YEE かわらばん 4 2013 年 2 月』

http://www.pref.yamanashi.jp/sinkan-som/documents/yeekawaraban4_1.pdf

■ 山梨県内の環境教育指導者への紹介

① やまなしエコティーチャー²への紹介

やまなしエコティーチャーの情報交換会において、今後の活動の場として利用いただけるよう、体験の機会場の場認定制度の紹介チラシ及び公益財団法人キープ協会のパンフレットを配布。

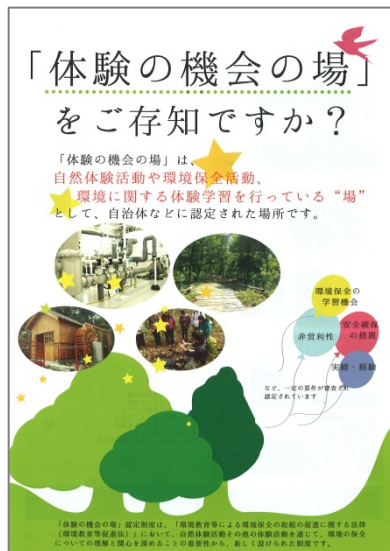
② 環境教育指導者への紹介

教員ややまなしエコティーチャーなど環境教育指導者を対象に開催する研修会において配布予定。

4. 本事業における広報・普及支援策

■ 認定制度及び事例チラシの作成

本事例が、体験の機会場の場認定制度の認定を受けた「体験の機会場」である旨を広報するため、同制度及び認定事例（一例）の紹介を行うチラシを作成し、今後、活動等の際に本チラシを配布いただくなど、活用していただく。



² やまなしエコティーチャーとは、環境保全及び創造の分野において、専門的な知識や豊富な経験のある人材の登録制度で、現在、自然環境分野 22 名、生活環境分野 30 名の計 52 名のエキスパートが登録されている。民間団体等が開催する環境保全及び創造に関する研修会や観察会等に、エコティーチャーの派遣を申込みことができる。

■ 県内大学への認定制度及び事例の広報

山梨県内の大学へ通う学生に認定事例を知ってもらうため、興味・関心があると想定される下記学科の教員宛に、体験の機会の場合認定制度の紹介チラシ及び公益財団法人キープ協会のパンフレットを配布。学生へ紹介いただくよう、依頼した。

送付先大学一覧

1	都留文科大学	文学部	初等教育学科
2	都留文科大学	文学部	社会学科
3	山梨大学 大学院		教育学研究科
4	山梨大学	生命環境学部	地域社会システム学科
5	山梨県立大学	国際政策学部	総合政策学科
6	山梨学院大学	現代ビジネス学部	現代ビジネス学科
7	山梨学院大学	現代ビジネス学部	現代ビジネス学科
8	帝京科学大学	生命環境学部	自然環境学科
9	帝京科学大学	生命環境学部	アニマルサイエンス学科

認定事例 2 川崎市

認定事例 【株式会社ショウエイ 社内】の概要

【認定事業者の概要】	
企業名	株式会社ショウエイ
所在地	神奈川県川崎市幸区
事業内容	環境濾過装置・水処理用濾過装置・建築工事業・土木工事業 管工事業・電気工事業・造園工事業・維持修繕工事業 (浴槽、プール、雨水用ろ過装置の開発、メンテナンス)
【体験の機会の場合 認定内容】	
認定場所	株式会社ショウエイ 社内
事業（活動）の内容	・ 事業所内の見学（太陽光発電装置、風力発電装置、水力発電装置、屋上緑化、ろ過装置など）をして企業が取組む省エネを学ぶ。 ・ ろ過実験（水のろ過）を通して水の大切さを学ぶ。
認定事業の対象者	小中学生（主に5年生） 1回60名
主な利用者	小学生
認定プログラムの分野	事業所内見学、実験
認定取得時期	平成25年1月
認定の経緯	新社屋を建築する際、CASBEE川崎（川崎市建築物環境配慮制度）の認定を受けた関係で、川崎市から制度を紹介され、取得を進めた。
【認定事業のポイント】	

- 社屋内で様々な環境配慮された設備を見学できるため、企業が取組む省エネを実際に見て、触って体験できる。
- 自ら参加してろ過実験を行うことで、水を浄化する仕組みや技術を考え、体験することができ、水の大切さを学ぶと同時に、モノづくりについても学ぶ機会になる。

プログラムチラシ

屋上緑化



ろ過装置

<p>文書管理番号: 19-1211-1-4</p> <p>ろ過装置を作ってみよう!</p> <p>ろ過装置を作ってみよう!</p> <p>お風呂や洗濯に使った水はにごっているけれど、川に流せるきれいな水にするにはどんな方法があるのだろうか? 水をきれいにする『ろ過装置』を使って、きれいになっていく様子を観察してみよう。</p> <p>2013 年 月 日</p> <p>年 組 名前</p> <p>※汚れた水・ろ過した水は、消毒をしていないため、飲まないでください。</p> <p>1 Shoel management system ISO9001-14001</p>	<p>文書管理番号: 19-1211-1-5</p> <p>B. 汚れた水をろ過してみよう</p> <p>① 汚れた水(8)をペットボトル(7)に入れましょう。こぼれないように蓋を閉めましょう。</p> <p>② ペットボトルのふたをしっかりと握り、ろ過器を軽く揺って混ぜましょう。汚れた水になります。</p> <p>③ ろ過器(9)を足の指のついた皿の上に置きます。</p> <p>④ ペットボトル(7)に入っている汚れた水をろ過器(9)に入れましょう。上からろ過器の指の部分が汚れるのを確認しましょう。</p> <p>5 Shoel management system ISO9001-14001</p>
--	--

学習教材

認定事業者の声

川崎市内の小学校に貢献したいとの思いがあったため、川崎市に認定を受けることはメリットになると思いました。また、認定後は、PR のことなどを川崎市に相談できるようになりました。

川崎市による認定手続きの概要

1. 認定制度の広報・普及

■ 川崎市ホームページへの掲載

川崎市 環境教育等に係る体験の機会の場の認定について

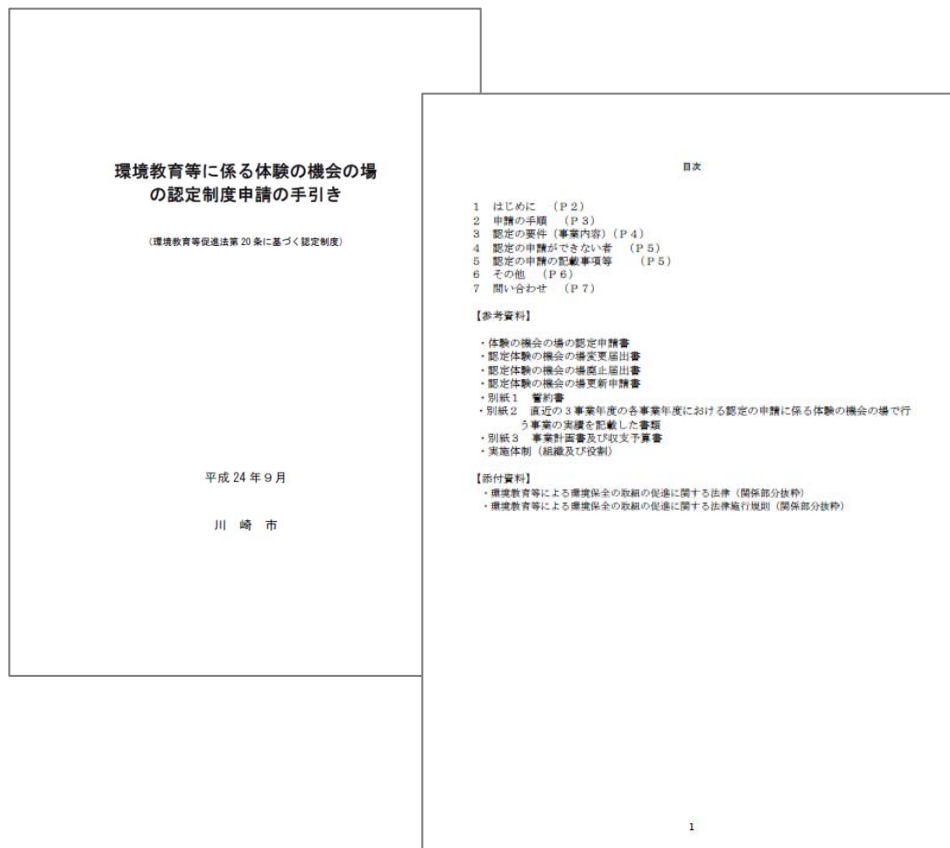
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000044778.html>

■ 『環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度申請の手引き』の作成

申請者のイメージ、認定の手順や要件、認定の申請時の記載事項等をまとめ、申請に関心のある事業者向けに公表している。添付資料として、環境教育等促進法及び同法律施行規則を抜粋して掲載している。上記、市ホームページより、ダウンロードが可能。

環境教育等に係る体験の機会の場の認定制度申請の手引き

http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000044/44778/nintei_t ebiki.pdf



■ 企業への個別の声掛け

- ① 本認定制度が制定された際、部局内で対応方法を検討した。その結果、市役所内で、企業の情報を豊富に持つ経済部局へ協力を仰ぎ、工場見学などを既に行っている企業など、10か所程度選定してもらった。アプローチの方法としては、まず、経済部局から連絡をしてもらい、その後、担当部署が認定制度について紹介し、申請の検討などを依頼した。経済部局との連携によって、企業側もスムーズに本制度を受け入れてくれた。

※現在、川崎市では、環境技術を通じた国際貢献に力を入れて取り組んでおり、それらに関わる事業者等は、本制度についても非常に協力的であった。

- ② 学校側のニーズにも応えきれるよう、声掛けを行うときは、ある程度、事業分野のバランスも考慮している。

2. 認定時の留意点

■ 現地確認

明確な規定はないが、申請の審査の際には、担当部署もしくは教育委員会の委員が現地調査に赴き、安全対策等を確認している。

■ 教育委員会との協議

- ① 最初の申請時には、教育委員会も体験の機会の場合認定制度について詳しく把握しておらず、事前説明・調整に想定以上の時間を要した。
- ② 子どもたちへの安全面については教育委員会から専門的なアドバイスを受けることができた。特に、100人単位の子どもの受入れ時の安全性という視点は、教育委員会でないとうわからなかった。

■ 適切なプログラムの考え方

工場見学のみではなく、実体験とセットで実施されるプログラムであることを重視しており、工場見学と出前授業を別々に実施されていた企業へ、川崎市側から、同時に実施してもらえよう願いをしたこともある。

■ 認定時の申請書類の確認

書類を受ける際には、担当者が必ず現場を確認させていただくため、不備があった際には、可能な限り、具体的に修正・追加をお願いしている。

■ 認定までのスケジュール例

【平成24年】	
7月下旬	認定制度の活用に向け、局内で方針決定・市内事業者(約20社)への説明開始(個別訪問)
12月上旬	各社申請書を提出
12月中旬	認定審査委員会の開催 ※委員構成:総合企画局、経済労働局、建設緑政局、教育委員会、環境局 関係課長
12月下旬	教育委員会(定例会)への説明・協議
【平成25年】	
1月16日	認定の決定
1月下旬	議会・報道への情報提供(認定事業者及び認定事業者発表会の概要)
2月2日	認定事業者発表会(国際環境技術展2013)

認定自治体の声

行政側としては、なかなか個別の企業を応援することは難しい面がありますが、本制度は、法律(第20条3)の中で、「体験の機会」に係る周知等が認められており、認定事例を積極的にPRしやすくなりました。

3. 川崎市による認定事例の広報・普及

■ 川崎市ホームページへの掲載

川崎市 環境教育等に係る体験の機会の場の認定についてのホームページにおいて、市内で認定した4事例について紹介している。

http://www.city.kawasaki.jp/300/cmsfiles/contents/0000044/44778/nintei_gaiyou.pdf

環境教育等に係る体験の機会の場の認定について

環境問題の解決を図るためには、一人ひとりが環境に配慮することが大切です。

川崎市では、環境に配慮した考え方や行動が定着することを目指して、学校等に向けて教材の提供や出前授業等を通じた環境教育を推進しています。

その一環として、改正となった「環境教育等促進法」が平成24年10月に施行されたことにより、環境教育等に取り組む事業所等が一定の要件（体験型の環境教育の実施、安全体制の確保、非営利性など）を満たす場合、川崎市長が認定することができることとなり、この度、政令指定都市として初めて4つの事業所を認定しました。今後、学校等での環境教育・学習を実施する際、ぜひご活用ください。

【 認定した体験の機会の場の名称・事業内容・主な対象・参加定員 】

<p>昭和電工株式会社 川崎事業所（川崎区）</p> <p>使用済みプラスチックのアンモニア原料化を通じた環境教育</p>  <p>【分別体験・化学実験・事業所見学等】 (小・中学生 50名程度)</p>	<p>株式会社ショウエイ（幸区）</p> <p>ろ過装置を利用した水、熱、電気の省エネ</p>  <p>【ろ過実験・事業所見学等】 (小・中学生 40名程度)</p>
<p>富士通株式会社 川崎工場（中原区）</p> <p>パソコン分解を通じて学ぶ私たちの3R</p>  <p>【パソコンの分解体験・事業所見学】 (小・中学生 30名程度)</p>	<p>明治大学 黒川農場（麻生区）</p> <p>アグリサイエンスアカデミー</p>  <p>【農業体験等】 (大学生以上 90名程度)</p>

※ 認定された事業所の利用を検討される場合は、下記担当あて事前にご相談ください。



問合せ先
川崎市環境局総務部環境調整課
電話 044-200-2387 FAX 044-200-3921

■ 学校教員への PR

- ・ 小中学生向けのプログラムがほとんどのため、まずは、学校の先生に知ってもらうために上記のチラシを全校に配布した。一方、川崎市の地形的に、小学生が遠方の地域に出向くことが難しいため、ある程度、近隣地域の認定事例を紹介している。
- ・ 学校の先生方が集まる場で情報提供を行った。もしくは、既知の先生方へ個別に PR を行った。
- ・ 当市の教育委員会には、学校現場の先生たちに指導・アドバイスする機能を有する、「川崎市総合教育センター」という組織があり、認定制度の対象施設の普及や学校への環境教育の促進（外部講師の活用や施設見学の受入等）については、この組織の担当者から随時アドバイスをもらっている。
- ・ 川崎市総合教育センターのアドバイスにより、「川崎市立学校理科主任研修会」において、直接広報パンフレットを配布した。アドバイスの内容は以下の通り。
 - ◇ 「総合的な学習の時間」の「環境」の分野は、主に理科の先生が主体的に行うことが多い。
 - ◇ 翌年度の計画は、3月に決定する学校が多い。
 - ◇ 学校あてに郵送で広報物を配布しても、実際に計画を担当する先生の手元に届く可能性は低い（学校現場では大量の資料が存在しかつ各先生とも非常に多忙であるため）。
- ・ 認定事業者の受入れ体制、立地、教員の負担を考えると、正規授業での実施は難しいため、総合学習、または、夏休みのプログラムとして集中的に広報を行った。

■ 一般家庭へのPR

- 神奈川県が主催する「かながわサイエンスサマー³」のチラシにおいて、川崎市地球温暖化防止活動推進センターが夏休みに開催する、イベントや工作・体験教室を掲載している。このイベント等には、定員の3~4倍の応募があり、落選した方に他の講座の紹介を送る旨をお聞きしたため、本認定事例のプログラムチラシも同封してもらった。
- 来年度は、「かながわサイエンスサマー」のチラシに、認定事例をプログラムとして掲載したいと考えている。チラシが作成されるタイミングで、各認定事業者にも掲載申込みの案内を行う予定にしている。

神奈川県

夏だ! 科学だ! 体験しよう!

平成25年
7月13日(土)
から
9月1日(日)

夏休み中に県内の科学館・大学・研究機関・企業などが開催する科学講座や体験教室などを「かながわサイエンスサマー」として、紹介しております。
今年の夏も132機関でさまざまな行事が開催されますので、科学の不思議や楽しさにふれてみてください。

問い合わせ先：神奈川県政策開発部科学技術・大学連携課
所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3071

かながわサイエンスサマー

2013 夏イベント
7月13日(土)~8月1日(日)
2013 夏イベント
7月13日(土)~8月1日(日)
2013 夏イベント
7月13日(土)~8月1日(日)

小学生のみなさんは、おうちの人といっしょに、見てください!

○イベントにつきましては、5月時点での情報を掲載しております。開催日時・内容が変更される場合がありますので、それぞれの機関のホームページ又は電話などでご確認くださいませようお願いします。
○お申し込みをキャンセルされる場合は、お早めに申込機関へご連絡ください。

※主催者同様の紹介の無いものは、必ず主催者といっしょにご参加ください。
※対象の紹介の無いものは、申込不要です。
※費用の紹介の無いものは、無料でご参加いただけます。

行事の分類：●特別展 ●総合イベント ◆科学・実験教室 ◆工作・体験教室(屋内)
◎自然 ●体験教室(野外) ▲アクリウム ●工業、施設見学
▲オープンキャンパス ※学芸相談 ◎その他

(目録地域)	神奈川県川崎南地区	東京都工業研究科	神奈川県川崎北地区
川崎南地区	川崎南地区 川崎南地区 〒212-0211 川崎南地区 川崎南地区 TEL 044-223-4337 FAX 044-231-1144	東京都工業研究科 〒100-8555 東京都工業研究科 TEL 03-4321-4111 FAX 03-4321-4111	川崎北地区 川崎北地区 〒212-0211 川崎北地区 川崎北地区 TEL 044-223-4337 FAX 044-231-1144
川崎北地区	川崎北地区 川崎北地区 〒212-0211 川崎北地区 川崎北地区 TEL 044-223-4337 FAX 044-231-1144	川崎南地区 川崎南地区 〒212-0211 川崎南地区 川崎南地区 TEL 044-223-4337 FAX 044-231-1144	川崎北地区 川崎北地区 〒212-0211 川崎北地区 川崎北地区 TEL 044-223-4337 FAX 044-231-1144

³ 夏休み中に神奈川県内の科学館・大学・研究機関・企業などが開催する科学講座や体験教室などを「かながわサイエンスサマー」として取りまとめ、毎年パンフレットを作成して、県内の小学4~6年生の全生徒に配布している。

4. 本事業における広報・普及支援策

■ 認定制度及び事例チラシの作成と配布

体験の機会の場認定制度及び認定事例（一例）の紹介を行うチラシを作成し、株式会社ショウエイが参加を予定していた下記のイベントで配布予定だったが、大雪のためイベント自体の開催が中止となった。今後、イベント等への参加の際に、PRとして利用していただく予定である。

・ エネルギー・環境子どもワークショップ in 川崎

日時：平成 26 年 2 月 15 日（土）

主催：エネルギー・環境 子どもワークショップ実行委員会）

・ 川崎国際環境技術展 2014

日時：平成 26 年 2 月 14 日（金）、15 日（土）

主催：川崎国際環境技術展実行委員会）



■ 幸区「しあわせ ECO ロジ推進協議会」の情報提供

株式会社ショウエイの認定プログラムを、同社が活動する幸区内に PR し、他の事業者や団体との情報交換等も行えるよう、幸区「しあわせ ECO ロジ推進協議会」への登録について情報提供を行った。同協議会は、地域を支える環境関連活動の連携や情報の共有をはかり、区内の環境活動をひろげるために設立された。

認定事例 3 埼玉県

認定事例【くぬぎの森環境塾】の概要

【認定事業者の概要】	
企業名	石坂産業株式会社
所在地	埼玉県入間郡三芳町
事業内容	1.産業廃棄物中間処理業(優良再生事業者登録有) 2.収集運搬業・積替保管許可 3.再生品販売業(再生砂・砕石・木材チップその他) 4.建設業(とび・土木工事業) 5.古物商
【体験の機会の場 認定内容】	
認定場所	くぬぎの森環境塾（石坂産業（株）内）
事業（活動）の内容	・ 建設廃棄物の資源化プラント施設の見学を通じた 3R 学習 ・ 三富地区の里地里山で自然体験学習
認定事業の対象者	幼児～高校生、企業・団体等 1回 120名まで
主な利用者	小学校、企業、一般など
認定プログラムの分野	3R 体験、里地里山体験、昔の暮らしオモシロ体験
認定取得時期	平成 25 年 3 月
認定の経緯	法律改正時から本制度に注目していたこともあり、改正法が公布された平成 23 年 6 月からプロジェクトチームを立ち上げ、カリキュラムを充実させるために、3R や森林、地球温暖化、地域の歴史に精通し、インタープリテーションも可能な専門家を、謝金を払って育成するなど、準備を行った。
【認定事業のポイント】	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設廃棄物の資源化プラント施設の体験と保有林を活用した自然体験を実施し、社会と自然の調和を考えたプログラムを提供している。また、地域の昔の暮らしを体験できる施設を整備し、環境やエネルギーについて考えるきっかけを提供している。 ■ 対象は、幼稚園からお年寄り、企業まで幅広く対応し、対象に見合ったプログラムを常にブラッシュアップしながら、より効果の高い体験を提供している。 	



くぬぎの森環境塾パンフレット



3R 体験（プラント見学）



昔の暮らしオモシロ体験（水車小屋）



里地里山体験

認定事業者の声

以前から実施していた環境教育の活動が、「体験の機会」として認定されると、学校や企業の研修に対し、信用度につながり、広報もしやすくなると感じています。

埼玉県による認定手続きの概要

1. 認定制度の広報・普及

■ 埼玉県ホームページへの掲載

埼玉県 環境教育等促進法

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kankyokyouikusokushinhou.html>

■ 『「体験の機会の場」認定手続きガイドブック【埼玉県版】』の作成

認定の対象や要件、申請時の注意、また、認定後の手続き等、「体験の機会の場」認定制度の概要をまとめ、申請に関心のある事業者向けに公表している。上記、県ホームページより、ダウンロードが可能。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行事務処理要綱

<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/546387.pdf>

「体験の機会の場」認定手続きガイドブック【埼玉県版】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/544576.pdf>



ガイドブック

2. 認定時の留意点

■ 事務処理要綱・ガイドブックの整備

申請を受けるにあたり、部局内で対応を協議し、

- ・ 『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行事務処理要綱』
- ・ 『「体験の機会の場」認定手続きガイドブック【埼玉県版】』を整備した。これにより、統一した対応が可能となった。

■ 安全の確保

① 安全の確保を図る措置を確実に実施してもらうため、申請時に、

- ・ 安全確保のための計画及びマニュアルがなければ、今後の策定予定について記載をしてもらう。

② 「体験の機会の場」における土地・建物の管理状況についても、併せて、

- ・ 土地・建物の安全点検の定期的実施のない場合は今後の実施予定
- ・ 土地・建物及び土地内の工作物について、法令で規定している基準等の遵守状況、当該事項についての改善計画（改善時期・改善方法）

についても記載を求めている。

③ 運営状況の報告書には、様式は任意であるものの、

- ・ 安全確保のための取組実績
 - ・ スタッフに対する安全事前講習会の実施状況
- の報告を求めている。

■ 教育委員会への協議

教育委員会では、主に、

- ・ 安全確保の確認
 - ・ 文部科学省 学習指導要領との適合
- について確認をしている。

■ 現地調査の実施

『環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の施行事務処理要綱』において、認定時に知事は、必要に応じて、現地調査を実施することができる、と定めている。今回の事例についても、事前に現地調査を実施し、安全対策や実際の使用ルートなどを確認した。


3. 埼玉県による認定事例の広報・普及

■ 認定時の報道発表

「体験の機会の場」の認定時には、認定書交付式を行うと共に、県庁記者クラブへ報道発表を行っている。

■ 県の独自事業【環境学習応援隊】における紹介

埼玉県では、環境問題に関心の高い企業を「環境学習応援隊」として登録し、企業のもつノウハウや環境学習プログラム、学習教材などを総合的な学習の時間や理科、社会科、家庭科などの授業に提供している。

22	石坂産業株式会社	小(3年以上)・中・高校(県内全域)	<p>【施設見学】 くぬぎの森環境塾で運営 (1)間接廃棄物リサイクル施設の見学 (2)くぬぎの森で暮らす生き物 (3)三富新田の問屋の歴史と地蔵を学ぶ (4)里地里山の昔の暮らしオモシロ体験 (5)地球温暖化防止と3Rを学ぶ など</p> <p>【教材等の提供】 環境学習用DVD放映、テキスト提供、専門家による説明 《企業担当者からのメッセージ》 くぬぎの森環境塾では、環境学習のニーズに応じ「体験の機会の場」の様々なプログラムをご用意します。</p>	
----	--------------------------	--------------------	--	---

■ 県のホームページにおける紹介

埼玉県 環境教育等促進法

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/kankyokyouikusokushinhou.html>

ホームページにおいて、認定状況を公表している。

4. 本事業における広報・普及支援策

■ 認定制度及び事例チラシの作成

本事例が、体験の機会の場合認定制度の認定を受けた「体験の機会の場合」である旨を広報するため、同制度及び認定事例（一例）の紹介を行うチラシを作成し、今後、活動等の際に本チラシを配布いただくなど、活用していただく。



3. 体験の機会場の認定制度 Q&A

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の Q&A」（平成 24 年 9 月 20 日 文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）より抜粋

【第 20 条（体験の機会場の認定）】

認定事務について

1. 「体験の機会場」の認定は法定受託事務か。また、認定基準の詳細は誰が定めるのか。

「体験の機会場」の認定は自治事務であり、基本的な考え方については国が定めていますが、詳細については、各地方公共団体が必要に応じて定めることとなります。

体験の内容について

2. どのような活動が、体験の内容として適当なのか。

例えば、豊かな自然環境において生物と触れ合う機会を設ける自然体験活動や、資源リサイクルや省エネルギー・自然エネルギーなどの環境保全に係る事業者の取組の体験活動等、下記の考え方を取り入れたものを想定しています。

- ・ 自然環境や事業活動を題材として、自ら考え、実際に行動をし、学習する機会を提供するものであること
- ・ 参加者同士又は解説員との双方向コミュニケーションを通じて、環境保全に関する気付きを促すものであること
- ・ 参加者同士又は実施者と協働するプロセスを含むものであること

申請主体について

3. 認定の申請ができるのは、対象となる土地または建物の登記をしている主体か。

土地又は建物における所有権や、賃借権や使用貸借権など使用収益権を有する者は、当該権限を登記していない場合であっても、申請をすることができます。

4. 学校教育機関は申請者となり得るか。

土地又は建物の所有者等が「国民、民間団体等」である場合（私立学校を設置する学校法人等を含む。また、国立・公立大学法人は含まない。）に該当し、かつ、自らが所有する大学の演習林、小学校のビオトープなどを、公開講座として部外者にも体験させる場合などは申請者となり得ます。しかし、内部利用のみの場合は該当しません。

5. 任意団体は申請者となり得るか。

申請者となり得ます。

6. 申請者は、土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する国民、民間団体等とされているが、行政が構成員に含まれている団体は申請者となり得るか。

一般的には、行政が構成員に含まれている場合、「国民、民間団体等」には該当しなくなるため、申請者にはなり得ません。

7. 国有地や公有地については認定対象となるか。

国有地等の使用、占用等の許可を受けている場合や、指定管理者として施設の管理を行う場合については、権利を有しているとは言えないため、認定対象にはならないものと考えます。

ただし、申請者が第3セクターの場合や、国有地や公有地の利用を行政と契約している者が行政の同意を得て申請する場合は問題ありません（例：国有地を借り受けているスキー場の経営企業が、自然体験の場として申請）。

8. 実績がなく、新規に「体験の機会の場」を始める団体が申請をすることはできるか。

申請時に、直近の3事業年度における事業の実績を記載した書類を求めており、新規に事業を始めた団体が申請をすることはできません。ただし、事業継承等により実績とみなせる場合もあり得ます。

9. 株式会社等の営利事業者は申請者となり得るか。

申請者となり得ます。

認定基準について

10. 認定基準の中に、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。」とあるが、事業の内容に応じて対象年齢を設定している場合、問題はあるのか。

事業の内容に応じて合理的な対象年齢を設定することは、問題ありません。

11. 第4項において、認定を取り消されて2年を経過しない者は申請をできないとされているが、その事実関係はどのようにして確認すればよいのか。

原則として、申請者の申告（誓約書等の徴収）又はヒアリングによる聴取を行うことにより確認します。

教育委員会との協議について

12. 第5項において、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならないとされているが、教育委員会との協議がまとまらない場合でも認定することはできるのか。

認定の可否の最終判断は、都道府県知事が行うこととなりますが、協議がまとまらないことにつき合理的な事情がある場合を除き、双方の合意ができるよう協議を尽くすことが必要と考えられます。

登録免許税について

13. 「体験の機会の場」の認定について登録免許税を徴収する理由はなにか。

登録免許税については、登録等に伴って得られる利益（信用力を含む。）を課税の対象とする租税であるとされています。なお、事務手数料とは趣旨が異なります。

14. 登録免許税額 15,000 円の積算根拠はなにか。

国としては、他法令、他制度との整合性を図ったものです。

手数料について

15. 国から都道府県に対し、都道府県が認定の手数料を申請者から徴収することについての何らかの指針等を示す予定はあるか。

各都道府県において認定の手数料を徴収するか否か、また金額をどうするかについては、自治事務として各都道府県の判断によるものであり、国から指針等を示す予定はありません。

事故発生時について

16. 認定を受けた「体験の機会の場」において事故があった場合、認定をした県が責任を負うことはあるか。

責任の有無は裁判等で判断されるものと考えます。なお、事故発生時に備えて、施設賠償責任保険やレクリエーション保険への加入等を認定時に助言することも考えられます。

17. 認定した土地又は建物内において事件・事故等が発生した場合、都道府県知事等は認定を取り消す必要があるのか。

事件又は事故が発生した際は、報告徴収を行うなどして認定要件の適合性を確認し、当該要件に適合しなくなったと認める場合には、指導を行うか、あるいは認定を取り消すことができます。

情報共有について

18. 他県で認定された「体験の機会の場」を把握しやすくする仕組みを作る予定はあるか。

文部科学省と環境省が連携して作成している環境教育・環境学習データベース「ECO学習ライブラリー」(<http://www.eeel.go.jp/>)において、認定された「体験の機会の場」を掲載したいと考えます。

制度運用について

19. 「体験の機会の場」の認定制度と似た制度を、条例等により既に運用している場合、その制度をもって当該認定制度の代替とすることはできないか。

当該認定制度は新たに法定されたものであり、他の類似制度を運用している場合であっても、それを本法令に基づくものとするのであれば、当該認定制度に適合した運用とする必要があります。

異議申立てについて

20. 申請者が都道府県知事等の不認定に異議があった場合、行政不服申立てはできるのか。

「体験の機会の場」の不認定及び認定の取消しに関して不服がある者は、行政不服審査法第6条に基づき、認定主体である都道府県知事に対して異議申立てを行うことが可能と考えられます。

【第20条の2（認定の有効期間）】

21. 更新は、単に期間の更新をするものなのか、それとも新規申請時と同様に内容を審査するものなのか。

更新時においては、法第20条の4に基づく定期報告や報告徴収に基づいて入手する情報に基づいて、認定要件に適合しているかどうかの確認をすることが望ましいと考えます。

【第 20 条の 4（報告、助言等）】

22. 認定民間団体等からの運営状況報告について、どのような内容について報告してもらう必要があるか。

認定要件の適当性を確認するために必要な事項としては、実施した事業の内容、実施日、利用者数、組織体制（事業実施、安全管理、建物・土地の維持管理）、収支実績、その他必要な事項が考えられます。

【第 20 条の 6（認定の取消し）】

23. 事業の内容が認定基準に適合しなくなった場合には、直ちに認定を取り消さなくてはならないのか。

個別の状況に応じた判断が必要となります。認定基準に適合しない程度が軽微である場合には、当該団体の指導にとどめて、経過観察を行うことも一案です。

【第 20 条の 7（大都市等の特例）】

24. 認定事務を行うとされている市町村（指定都市等）と他の市町村にまたがる場（指定都市等同士にまたがる場を含む。）についての申請があった場合、認定はいずれの主体が行うのか。

大都市等の特例には該当しないことから、認定は都道府県知事が行うこととなります。

【第 20 条の 8（2 以上の都府県にわたる場合の認定等）】

25. 「体験の機会の場」の申請に係る土地又は建物が 2 以上の都府県にわたる場合に、国はどのような考え方にに基づき認定をするのか。

基本的には、各都道府県に分割申請されたと仮定した場合にどう考えるか照会し、該当都府県の考えがみな同じであれば、それらを尊重する考えです。

4. 付録

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平成15年法律第130号) (抜粋)

(体験の機会の場の認定)

第二十条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限る。)は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
 - 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2** 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。
- 3** 第一項の認定(以下この条から第二十条の三まで、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九及び第二十条の十において単に「認定」という。)の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
 - 二 体験の機会の場の名称及び所在地
 - 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
 - 四 その他主務省令で定める事項
- 4** 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。
- 一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第一項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。）に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 8 認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（認定の有効期間）

- 第二十条の二** 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
- 2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

（認定体験の機会の場に係る周知等）

- 第二十条の三** 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。
- 2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。

（報告、助言等）

- 第二十条の四** 認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

- 一 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。)に適合しなくなったとき。
 - 二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第二十条の七 第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場として提供される土地又は建物の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の五第六項において「指定都市」という。)、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第二十一条の五第六項において「中核市」という。)又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村(以下この条及び第二十条の九において「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

- 2 前項の場合においては、第二十条第五項中「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。

- 3 第一項の規定により都道府県に代わって同項に規定する事務を処理することにつき都道府県知事と協議を行った市町村は、主務省令で定めるところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

(体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等)

第二十条の八 体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合における第二十条（第二項及び第五項を除く。）、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び第二十条の六の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第二十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第二号を除く。）」と、同条第六項中「申請者」とあるのは「申請者並びに当該認定に係る土地及び建物が所在する都府県の知事」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）」とあるのは「第一項各号（第二号を除く。）に掲げる要件」と、第二十条の六第一項第一号中「第二十条第一項各号に掲げる要件（同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）」とあるのは「第二十条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる要件」とする。この場合において第二十条第二項及び第五項の規定は適用しない。

(認定等に対する国の情報提供等)

第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(省令への委任)

第二十条の十 第二十条から前条までに定めるもののほか、認定に関し必要な事項は、主務省令で定める。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則
(平成16年文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境
省令第1号) (抜粋)

(体験の機会の場の認定の基準)

第八条 法第二十条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - 二 適切な計画が定められていること。
 - 三 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 五 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - 六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に三年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- 2 法第二十条第一項第四号の主務省令で定める基準は、認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていることとする。

(認定の申請)

第九条 法第二十条第一項の認定の申請をしようとする者は、同条第三項第一号から第三号までに定める事項のほか、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を都道府県知事(法第二十条の七第一項に規定する場合にあっては同項に規定する指定都市等の長、法第二十条の八に規定する場合にあっては主務大臣。第十一条及び第十二条において同じ。)に提出しなければならない。

- 一 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
 - 二 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
 - 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - 三 申請者が法第二十条第四項各号の規定に該当しないことを説明した書面
 - 四 直近の三事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類
 - 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

- 六 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類
- 七 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類
- 八 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- 九 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 十 認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書
- 十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

（変更等の届出）

第十条 法第二十条第八項の規定による届出は、同条第三項各号に掲げる事項を変更したときあつては様式第八、認定体験の機会の場の提供を行わなくなったときあつては様式第九による届出書によってしなければならない。

（更新の申請）

第十一条 法第二十条の二第二項の有効期間の更新を受けようとする者は、様式第十による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

（運営の状況の報告）

第十二条 法第二十条の四第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事が定める日までに提出することにより行うものとする。

- 一 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況
- 二 前号の事業に係る収支決算
- 2 前項各号に掲げる事項については、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、都道府県知事が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。

（公示の方法）

第十三条 法第二十条の七第三項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。